



2019年7月19日

各 位

上場会社名 株式会社 I G ポート
 代表者 代表取締役社長 石川光久
 (コード番号 3791)
 問合せ先責任者 管理担当執行役員 栗本典博
 (TEL 0422-53-0257)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2019年8月27日開催予定の当社第30回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

グループ全体のグローバルな事業拡大を目指し、迅速な経営判断と経営効率を高めるため、役付取締役として取締役 CEO（最高経営責任者）と取締役 COO（最高執行責任者）を追加するとともに、将来的にガバナンス体制の一層の強化を視野に入れ、取締役会長の役位を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役 CEO（最高経営責任者）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役 CEO（最高経営責任者）</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>③<u>取締役会は、その決議によって、取締役 CEO（最高経営責任者）1名、取締役 COO（最高執行責任者）1名を定めることができる。</u></p>

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役 CEO (最高経営責任者)</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役 CEO (最高経営責任者)</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年8月27日(予定)

定款の効力発生日 2019年8月27日(予定)

以 上